



議案第四十八号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年五月二十一日

三朝町長 坂出 雅巳

昭和四拾四年五月議事録 原案可決

三朝町議分議長

矢日秀雄

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十二年三朝町条例
第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の見出しを附する。

（懲戒）

第十二条を次のように改める。

第十二条 団員には、別表一に定める報酬を支給する。

第十三条第一項をつぎのように改める。

第十三条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表二に定
める費用弁償を支給する。

附則の次に次の別表一及び別表二を加える。

別表一

年報酬

團長	二〇〇〇〇円
副團長	九五〇〇円
分團長	九五〇〇円
副分團長	六〇〇〇円
分團付	五〇〇〇円
部長	四八〇〇円

班長	自動車要員	四五〇〇円
副班長	手引可搬要員	三五〇〇円
その他の	自動車要員	三八〇〇円
團員	手引可搬要員	二六〇〇円

別表二

費用弁償

水火災の場合	一回につき	六〇〇円
警戒の場合	一回につき	六〇〇円
訓練の場合	一回につき	六〇〇円
その他団長が招集する場合	一回につき	六〇〇円

附則

この条例は、公布の日から施行する。